

一元的相談窓口設置・運営ハンドブックについて①(概要)

- ▶ 一元的相談窓口設置・運営ハンドブックは、一元的相談窓口についての理解を深めていただき、一元的相談窓口の新規設置や事業の充実を促すことで、地域における外国人受入れ環境の整備をより一層促進することを目的としています。
 - ▶ 上記目的達成のため、本書には一元的相談窓口の設置・運営に役立つたくさんの情報を掲載しています。
 - ▶ 各地方公共団体が、それぞれのほしい情報にアクセスしやすいよう、各項目ごとにPDFを分割して出入国在留管理庁ホームページ上に掲載するほか、巻末資料として掲載リンクや連絡先等の一覧を掲載しています。

第1章 一元的相談窓口の概要

- ## 1 経緯 2 一元的相談窓口とは

第2章 外国人受入環境整備交付金

- 1 外国人受入環境整備交付金とは
 - 2 交付金事務の1年の流れ
 - 3 外国人受入環境整備交付金の活用例

第3章 一元的相談窓口の設置・運営

- ## 1 一元的相談窓口設置までの流れ

地方公共団体が実際に一元的相談窓口を開設するまでの流れを紹介

- 福島県南相馬市 ●兵庫県尼崎市 ●福岡県苅田町 ●大分県宇佐市

2 一元的相談窓口の取組事例

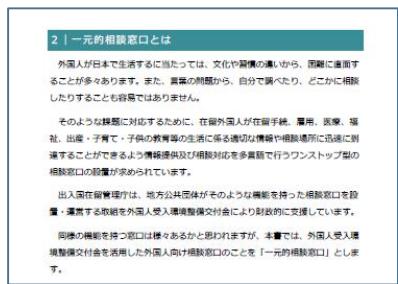
地方公共団体の特徴的な取組等を紹介

- 出張相談会（長野県） ●専門家相談（仙台市） ●多文化ソーシャルワーカー（北九州市） ●共同方式（広島市ほか4町） ●オンライン対面相談（浜松市）等

3 一元的相談窓口を設置・運営している地方公共団体の声

様々な切り口での**地方公共団体の声**を紹介

- 窓口を設置したきっかけ
 - 相談員の確保方法
 - 窓口の周知・情報発信の方法
 - 一元的相談窓口の設置・運営にあたり工夫していること 等



ハンドブックのダウンロードはこちらから

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/12_00067.html

一元的相談窓口設置・運営ハンドブックについて② (Q & A)

- 一元的相談窓口設置・運営ハンドブックは、次のような地方公共団体担当者の疑問にお答えします。



Q 一元的相談窓口って何ですか？外国人受入環境整備交付金はどんなことに使えますか？

第1章で一元的相談窓口の概要について、第2章で外国人受入環境整備交付金について説明しています。ここでは、交付金の交付対象となる経費など、一元的相談窓口設置・運営のための基本的な情報を確認できます。

参考になるコラム

- 一元的相談窓口の委託等について・・・P 8
- 共同方式の運営方法の例・・・P 10
- 多言語対応について・・・P 13

- 通訳人、入管局通訳支援事業（電話通訳）、翻訳機を組み合わせた多言語対応（新潟県）・・・P 14
- 翻訳機の貸出しについて・・・P 20

Q 他の地方公共団体ではどのような取組を行っていますか？

第3章で実際に一元的相談窓口を設置・運営している地方公共団体の取組事例等を紹介しています。具体的にどのような機能を持った窓口を設置・運営するかの参考になります。

- | | |
|-------------------------------------|------------------------|
| ■出張相談について・・・P 35 | ■他機関との連携について・・・P 48 |
| ■一元的相談窓口のオンライン対応に係るアンケート結果について・P 41 | ■一元的相談窓口での様々な取組・・・P 53 |
| | ■ボランティアの活用について・・・P 78 |

Q ノウハウがないため不安です。どのように窓口を運営すれば良いですか？

第3章の3で、一元的相談窓口を設置・運営している地方公共団体の声を紹介しています。相談員の確保方法、育成方法、窓口運営の工夫など、参考になると思われます。

また、第4章では、交付金以外の出入国在留管理庁の取組を紹介しています。相談対応の好事例の共有や、地方公共団体向けの研修も行っていますので、窓口運営の助けになると思われます。

- 日本司法支援センター（法テラス）等との連携について・・・P 82
- 受入環境調整担当官の様々な取組・・・P 88、89
- 合同相談会～地方版FRESCを目指す取組について～・・・P 90
- 一元的相談窓口における電話・映像通訳や翻訳機の活用・・・P 92

他にも
お役立ちコラム
を多数収録！

外国人受入環境整備交付金に係る地方財政措置について

運営事業の地方公共団体負担については、地方交付税措置を講ずることとされています。

地方交付税措置の内容は、都道府県と市町村で異なっており、令和5年度時点の地方交付税措置の内容は下表のとおりです。

| 区分 | 地財措置 | 措置率 |
|---------|-------|-----|
| 普通交付税措置 | — | |
| 特別交付税措置 | 0. 8% | |

される地方交付税交付金の決定額については、
ご確認ください。

外国人在留支援センターとは

外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）は、日本で暮らし、活動する外国人の在留支援に特化する窓口（4省庁・8機関）が、新宿区のJR四ツ谷駅前にあるコモレ西谷ビルに集まって、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。

FRESCでは、入居機関が連携して外国人の在留に関する様々な支援施策を実施することにより、外国人の受入れ環境整備を着実に進めています。

本書は、FRESCで
います。

出入国在留管理局、地方出入国在留管理局主催の研修会について

出入国在留管理局では、地方公共団体担当官を対象に多文化共生施策に關連した研修会を実施しています。令和5年度は「外国人との共生社会の実現に向けた取組」「やさしい日本構築会議」及び「受入環境整備交付金」等多文化共生施策等を担当する職員に必要な知識等についての講義を行いました。

また、地方出入国在留管理局においても、一元的相談窓口の職員等を対象に特定措置制度を含む入管制度等について研修会を実施しています。東京出入国在留管理局においては、「一元的相談窓口等の相談員等を対象とした説明会を動画で配信しました。内容は、入管法の基礎知識、ひとり親家庭に対する支援、医療通訳についてなど、実際に役立つ情報を中心工夫を凝らしたものとなっています。

今後も継続してこのような研修会を実施していきます。各機関の研修内容がございましたら、御要望・御意見等を出入国在留管理局在留支援課までお寄せください。



▲東京局が行ったオンライン研修の様子



- 「一元的相談窓口設置・運営ハンドブック」について、令和4年度に発行された改訂版に続き、データ等を更新するとともに、令和3年度及び同4年度に新規で外国人受入環境整備交付金を受けた地方公共団体から収集した事例を基に、記事を追加するなどの改訂を行いました。

新たな取組に関する記事やコラムを追加しました！



◆地方公共団体から収集した事例を追加掲載

- 【第3章】一元的相談窓口の設置・運営
 - 1 | 一元的相談窓口設置までの流れ ······ P. 25
兵庫県尼崎市（P. 29）、福岡県苅田町（P. 30）、大分県宇佐市（P. 31）の例を追加
 - 3 | 一元的相談窓口を設置・運営している地方公共団体の声 ······ P. 65
「⑤一元的相談窓口の設置・運営にあたり工夫していること」として愛知県新城市からの声（P. 76）を追加
「⑦窓口を設置した効果・設置して良かったこと」として福岡県古賀市からの声（P. 81）を追加

◆出入国在留管理庁による取組を追加掲載

- 【第4章】出入国在留管理庁による在留支援の取組
 - 5 | やさしい日本語の普及 ······ P. 94
全国各地のやさしい日本語の研修を紹介した、「別冊やさしい日本語の研修のための手引（略称）」などについての情報を追記

◆その他お役立ちコラムを追加掲載

- 令和5年度実施外国人受入環境整備交付金に係るアンケート調査結果 ······ P. 85
今後の交付金の在り方を検討するため、全国の地方公共団体を対象として、
令和5年度に実施したアンケート結果の一部を紹介
- 合同相談会～地方版FRESCを目指す取組について～ ······ P. 90
各地域における外国人等の利便性の向上のため、外国人支援に携わる者が連携・協力して実施している合同相談会について紹介

| 【3】福岡県苅田町の例 | |
|---|--|
| 「多文化共生の推進に関する研究会」に全国町村代表として参加し、他の自治体と情報交換する中で、外国人比率の高い苅田町が外国人支援に関して、非常に運れていることがわかった。また、苅田町には就労の在留資格をもった外国住民が多くいる。会社や町議会には相談しにくく相談する場がないことがわかり、相談窓口設置の必要性を痛感し、検討を開始した。 | |
| 時期 | イベント |
| R2.7 | ●町内における新規事業ヒアリングに「多文化共生推進事業」として計画書を提出 |
| R2.10 | ●多文化共生推進員の勤務条件・給与等の調整（苅田町近代化委員会） |
| R2.11 | ●令和2年度苅田町当初予算案に「多文化共生推進員の人件費」、「少子高齢化対応費負担料」、「関係消耗費」等を計上。 |
| R3.1 | ●外国人受入環境整備交付金の事前検査 |
| R3.1 | ●財務課による当初予算ヒアリング（予算説明） |
| R3.2 | ●令和2年3月議会に「令和3年度当初予算案」上程（同3月議決） ※スライド表示用紙に反映され、議論の参考に |
| R3.5 | 5 やさしい日本語の普及 |
| R3.6 | 国や地方公共団体等におけるやさしい日本語の活用を促進するため、2020年2月から「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」に関する有識者会議を開催し、同年8月に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を作成しました。 また、2022年7月から「話し言葉のやさしい日本語の活用促進に関する会議」を開催し、同年10月に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」に関する会議を開催しました。 話し言葉のガイドライン、2023年1月に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」別冊やさしい日本語の研修のための手引）を作成しました。 このガイドライン等については、出入国在留管理庁ホームページの「外国人支援ポータルサイト」において公開しています。また、地方公共団体や関係者への周知、地方公共団体職員への研修を実施など、やさしい日本語の普及・活用を推進しています。 |

